

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 教育総務課に主査を置く。主査は、上司の命を受けて<u>学校施設の整備に係る基本方針、公立学校施設整備費補助等</u>に係る特定事項について課長を補佐する。</p> <p>7及び8 ……略……</p>	<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 教育総務課に主査を置く。主査は、上司の命を受けて<u>学校施設の保全及び公立学校施設整備費補助等</u>に係る特定事項について課長を補佐する。</p> <p>7及び8 ……略……</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。